

	離職期間(同じ者を1年以上採用する場合)			
	臨時教員		知事部局の臨時職員	
	最短期間	備考	最短期間	備考
北海道	なし	地方公務員法第17条適用	30日	
青森県	1日		30日	
岩手県	3日		180日	
秋田県	数日間	運用	30日	
宮城県	30日	特に認める場合は短縮可	60日	
山形県	1日	3/31は任用しない	その他	再採用しない
福島県	1日		60日	
東京都	その他	育・産休以外の臨時教員は任用していない	30日	
神奈川県	10日	運用	なし	
千葉県	90日	原則	90日	資格・免許職等に限って臨時職員を採用
茨城県	4日		90日	
栃木県	1日		30日	
埼玉県	1日		30日	
群馬県	1日		その他	該当者なし
山梨県	4日	3/28~31は任用しない	その他	11月任用後1月空ける。3年任用後は1年空ける。
長野県	10日		90日	資格職種は10日
新潟県	30日		30日	
愛知県	その他	再採用しない。育・産休の臨時教員は空けない場合あり得る	その他	再採用しない。育・産休の臨時教員は空けない場合あり得る
三重県	1日	3/31は任用しない	30日	
静岡県	その他	原則、再採用しない	任用期間の1/2の期間	
岐阜県	1日	育休等は空けない場合あり	その他	再採用しない
富山県	一定期間	運用。期間は場合による	その他	原則、再採用しない
石川県	数日間		その他	再採用しない
福井県	数日間		その他	再採用しない
京都府	1日		180日	原則的な取り扱い
大阪府	その他	再採用しない	その他	該当者なし
兵庫県	その他	1年を超えないよう期間を空けて任用	90日	
奈良県	一定期間	運用として一定期間空ける	一定期間	運用として一定期間空ける
和歌山県	一定期間	運用。期間は場合による	一定期間	運用として。期間は場合による
滋賀県	3日	3/29~3/31を空ける	180日	
広島県	1日	運用	1年	産・育休代替臨時は2月以上
岡山県	1日	3/31を発令しない取り扱い	30日	
鳥取県	1日	人事委に別途協議	60日	
島根県	その他	再採用しない	60日	
山口県	なし		なし	
香川県	1日	定数管理上の必要があるとき最短1日	180日	試験要
徳島県	なし	地方公務員法第17条適用	30日	運用
高知県	11日	3/25~4/4の間は任用しない	30日	10月任用後に左記期間を空ける。30月後は1年空ける。
愛媛県	なし	地方公務員法第17条適用	30日	
福岡県	なし	地方公務員法第17条適用	60日	
大分県	1日		前回の任用期間相当又は2月のいずれか短い期間	
佐賀県	2日		前回の任用期間の半分又は180日	
長崎県	1日		短期雇用(25日間)は前回の雇用開始日から60日以上、長期雇用(26日以上)は既雇用期間と同期間	
宮崎県	なし		120日	
熊本県	3日	3/29~31は任用しない	その他	最長5月で任用し、2月空ける
鹿児島県	その他	再採用しない	その他	再採用しない
沖縄県	1日		その他	再採用しない

※ひと月を30日と計算し表記した。